

# 総務政策課 お知らせ



お問い合わせは、  
(☎63・2051)まで。

## 空き家解体の 廃棄物処理費 補助事業

長く空き家となつている建物  
を対象に、解体・撤去にかかる  
廃棄物処理費用を補助します。

### 補助対象

町内の個人所有住宅で空き家  
の解体および撤去に要する廃棄  
物処理費用

### 【補助要件】

- ①個人の所有物件であり、借地  
の場合は土地所有者の同意を  
得ている建物であること
- ②解体撤去事業者は、町内業者  
であること
- ③公的補償費の対象家屋等は対  
象外とし、かつ、関連又は重複  
する補助がないこと
- ④アパート等事業の用に供して  
いた家屋等でないこと

⑤隠居・納屋・倉庫のみの解体  
ではないこと

⑥補助金申請時のおおむね1年以  
上居住していないこと

⑦申請時に築40年以上経過して  
いること

**申請者** 個人の家屋等の所有者  
で、町税および使用料等を滞納  
していない方

### 補助金額

解体・撤去にかかる廃棄物処  
理費用全額(上限50万円まで)

※お一人につき1回限り

### 提出書類

申請に際しては、

事前に直接、総務政策課企画政  
策班(役場別館2階)までお越し  
ください。

### 申請時

補助金交付申請書、見積書等、  
固定資産税土地・家屋課税台  
帳兼名寄帳(税務課で入手で  
きます)、位置図および現況写  
真、その他町長が必要と認め  
るもの

### 完了時

完了報告書、産業廃棄物業者  
の請求書・領収書、産業廃棄  
物管理票(A票)のコピー、写  
真、その他町長が必要と認め  
るもの

### 事業年度

平成28年度  
～平成30年度の3か年

詳しくは、総務政策課(☎63・  
2051)まで。

## 人権相談・行政相談。 心配ごと相談合同 相談所開設のお知らせ

5月16日(月)、人権相談・行  
政相談・心配ごと相談の合同相  
談所を、日高町保健福祉総合セ  
ンター2階会議室で午後1時か  
ら4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く  
守られますので、お気軽にご  
利用ください。

相談員は、社会福祉協議会  
会長・副会長、民生児童委員、  
人権擁護委員、行政相談委員  
の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉  
協議会(☎63・2751)ま  
で。

# 退職金

## 社長の決断、 応援します。

### 中退共の 退職金制度なら

#### 安全

国の制度だから安心  
新規加入や掛金を増額する場合、  
掛金の一部を国が助成します。

#### 有利

掛金は全額非課税  
手数料もかかりません。

#### 簡単

社外積立で  
管理も簡単  
納付状況や退職金試算額を  
事業主さんにお知らせします。

パートタイマーさんや  
家族従業員も加入できます



詳しくはホームページへ

中退共

検索

お問合せはお気軽に

(独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03) 6907-1234  
FAX (03) 5955-8211

# 経済センサス 活動調査を実施します

日本経済の未来は、

あなたの調査票から

●平成28年6月に実施する経済センサス・活動調査は、全国すべての事業所・企業を対象に、全産業分野について売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握する我が国唯一の調査です。

●調査の結果は、国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として活用されます。

●支社などがない事業所には、調査員が直接伺い、調査票をお配りします。

ビルくんとケイちゃん



●支社などがある企業等には、国が本社などに傘下の支社分の調査票をまとめて郵送します。

●調査票は平成28年5月末までにお届けします。

ぜひ、インターネットでご回答ください。

## 総務省・経済産業省・和歌山県・日高町

平成28年  
6月1日

経済センサス-活動調査については、キャンペーンサイトをご覧ください。

経済センサス2016

検索

<http://www.e-census2016.stat.go.jp/>

◆調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願ひいたします。

◆お問い合わせ先 総務政策課 統計係 (☎63・2051)



お問い合わせは、  
(☎63・3800)まで。

野焼きは法律で  
禁止されています

「近所でごみを燃やしていて、煙で困っている」、「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入って困る」などの苦情が多く寄せられています。

ドラム缶・ブロック囲い・素ぼりの穴を利用したものや、法で定められた構造基準を満たしていない焼却炉などによる焼却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決められた収集日に分別して出してください。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められていますが、焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。

### 「信書」の送達について

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、または事実を通知する文書」のことをいいます（郵便法および信書便法）。

具体的には、はがきや手紙のほか、請求書や契約書、招待状、証明書、一部のダイレクトメールなども、特定の受取人に対し内容を伝えるために送付する場合は「信書」に該当します。

信書の送達は、国民のみなさまの基本的通信手段であり、憲法が保障する通信の秘密を保護する必要があることから、信書についての秘密を侵すことは

禁止されており、他人の信書の送達の事業は、日本郵便株式会社および総務大臣の許可を受けた信書郵便事業者のみが行うことができます。

これらの事業者以外の者が信書を送達すること（運送業者等が他人の為に信書の送達をすることや他人の信書の送達を業としてすること）も、これらの運送業者等や他人の信書の送達を委託することも法律で禁じられていますので、ご注意ください。

なお、信書制度および信書便制度の詳細については、総務省郵政行政部のホームページ (<http://www.soumu.go.jp/yusei/index.html>) をご覧ください。